

本市のひとり親家庭等の医療費助成については「香川県内の医療機関」及び「高松市内の接骨院」で受診する場合、保険診療の窓口での自己負担が不要な現物給付としています（県外の医療機関及び高松市外の接骨院で受診する場合や、療養費（治療用装具等）は償還払（立替払）です。）。

助成の範囲について

保険診療の自己負担額（高度療養費、入院時食事（生活）療養費に係る標準負担額及び自費診療分は除く。）を助成します。

※保険診療外の経費（健康診断・検診料、予防接種費用、薬の容器代、文書料、入院時の個室料、200床以上の病院で紹介状を持たない場合の初診・再診料（病院により額は異なります。）、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方を希望する場合にかかる特別料金など）は、対象外です。

※高額療養費を負担した場合は、加入している健康保険から還付を受けられますので、御自身で請求してください。

※健康保険から高額療養費を受給できるときに、高額療養費の額と市から助成額の調整が必要となる場合があります。その際は、御自身で保険者に高額療養費の申請等をお願いすることがあります。

※交通事故などの第三者行為により生じた傷病については、加害者の傷害・損害保険が優先されます。

※学校での事故等により生じた傷病については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先されます。ただし、センターの申請対象とならなかった場合は、ひとり親家庭等医療費助成が受けられることがあります。

使用方法について

県内の医療機関（病院、診療所、調剤薬局など）及び高松市内の接骨院で受診する際は、必ずマイナ保険証又は資格確認書に「ひとり親家庭等医療証」を添えて、医療機関窓口に提示してください。高額療養費、入院時食事（生活）療養費に係る標準負担額及び自費診療分以外は、無料で受診できます。

県外の医療機関及び高松市外の接骨院で受診する場合や、療養費は立替払となりますので、マイナ保険証又は資格確認書を提示して受診し、自己負担額をお支払ください。助成を受けるためには、医療費支給申請書にかかった医療機関ごとに1か月単位で保険診療の自己負担額の証明を受け、こども家庭課又は各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンター（瓦町FLAG8階）に提出してください（郵送でも可）。なお、医療機関の証明の代わりに、領収印が押されている領収書原本*での申請受付が可能です（各出張所・市民サービスセンター・郵送不可）。

※領収書は、「受給者氏名」「受診日」「医療機関等名称」「保険適用点数」「領収金額」が確認でき、領収印があるものに限りです。

ただし、療養費の場合は、関係書類の添付が必要ですので、事前にこども家庭課へお問い合わせください。

※立替払をした医療費の自己負担分については、申請を受付してから1～2か月後に口座振込での支給となります。なお、保険診療の自己負担額のうち高額療養費及び、付加給付（制度がある健康保険対象者のみ）の対象があれば、それを除いた額の支給となります。受付期間は、診療を受けた月の翌月1日から起算して5年以内です。

医療証の有効期間について

この医療証の有効期間は、令和9年7月31日までとなっています。ただし、以下の方の有効期間は、短くなっています。

※今年度中に、18歳となるお子様(※4月1日生まれのお子様を含みます。)及びそのお子様より年齢の低いお子様を養育していないお母様又はお父様等

資格は、今年度の3月31日までです(4月1日生まれのお子様は誕生日前日)。

医療証の更新について

ひとり親家庭等医療証については、毎年8月1日を基準として、翌年7月31日までの医療証を交付しています。更新に当たり届出等の必要な方については、文書を送付しますので手続きをお願いします。

また、所得判定対象者の前年の所得額が所得制限を超過する場合は、医療証の交付はできません(受給資格がなくなります。)。

その他の方は、新しい医療証を7月下旬に郵送しますので、更新の手続きは必要ありません。

届出が必要なとき

※次の場合には、健康保険資格情報が確認できるもの、医療証、身元確認ができるもの及び個人番号が確認できるものを御持参の上、届出をしてください。

- 加入している健康保険の内容に変更があったとき。
- 氏名が変更になったとき。
- 同住所に親族の方が居住するようになった、又は居住しなくなったとき。
- 受給資格を喪失したとき。

※次の場合には、受給資格がなくなりますので医療証を返納してください。

- 婚姻したとき。また、婚姻していなくても事実上婚姻関係と同様とみなされる状況にあるとき。

「事実上婚姻関係と同様とみなされる状況」とは、異性との同居、頻繁な訪問、生計の援助がある場合等、社会的に夫婦として共同生活を営んでいると認められる状況をいいます。

- 市外へ転出したとき。
- お子様を監護養育をしなくなったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 障害者医療の受給対象となったとき。
- 持っている医療証の有効期間が満了したとき。

※児童扶養手当の資格が喪失すると、原則、ひとり親家庭等医療の資格も喪失します。

受給資格を喪失しますと医療証は使用できませんので、必ず返納してください。

※郵送又は各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンターへお返しいただいてもかまいません。

資格喪失後のひとり親家庭等医療証の使用が判明した場合は、本来の自己負担分を直接本人に請求することとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先

高松市こども家庭課 こども医療係 高松市役所6階26番窓口

電話 087-839-2353